

狭あい道路対策事業の助成について

市では幅員が4メートル未満のせまい道路を4mになるよう広げた部分（後退用地）の土地所有者が行う舗装整備や市に寄付するための測量、分筆登記等に対して助成をします。【助成金等の対象地域：**防火地域及び準防火地域**】

助 成 金 額

後退用地を舗装整備する場合 （建築指導課）

舗装整備費用 10,600円/㎡ 通行使用奨励金 3,000円/㎡
限度額：100,000円

後退用地を市に寄付する場合 （道水路管理課）

測量、分筆登記費用の一部 140,000円/件 隅切り用地奨励金 78,000円/㎡

交付申請受付期間

交付申請締切りは

- ・舗装整備は11月末日です。
- ・寄付は1月末日です。

※事業着手前に交付申請が必要です。
また、事前相談が必要です。

事業等完了報告書の提出

完了報告書の提出締切りは

- ・舗装整備の場合は、工事完了の日から30日以内 又は2月末日までのいずれか早い期日までに提出をしてください。
- ・寄付の場合は、2月末日までに提出してください。

問い合わせ先

後退用地を舗装整備する場合

一宮市建築部
建築指導課 建築審査グループ
電話：0586-28-8645

後退用地を市に寄付する場合

一宮市建設部
道水路管理課 管理グループ
電話：0586-28-8637

なお、申請書類は市ウェブサイトから入手できます。

I Dページ：1050634

